

恵那市介護保険事業者事故等報告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護サービスの提供により事故が発生した場合、食中毒、感染症等が疑われる状況が発生した場合等（以下「事故等」という。）に、介護保険サービス提供者（以下「事業所」という。）から恵那市「以下「市」という。」への報告事項、範囲、手順等について定める。

(根拠となる省令等)

第2条 この要領に定める報告の根拠となる省令等は次のとおりである。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 37 条
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)第 27 条
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 35 条
- (4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 36 条
- (5) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。)第 34 条
- (6) 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 38 条
- (7) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)第 26 条
- (8) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 35 条
- (9) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)第 37 条

(事故等報告の対象)

第3条 事故等報告の対象となるサービスは、市内に住所を有する介護保険指定

事業者及び基準該当サービス事業者が行う介護保険サービス又は市の被保険者に対して行う介護保険サービスとする。

(報告すべき事故等)

第4条 報告すべき事故等は次のとおりとする。

- (1) 前条のサービス提供中に、利用者の怪我又は死亡事故が発生したとき
- (2) 食中毒、感染症等が疑われる状況が発生したとき。
- (3) 利用者の行方が分からなくなったとき。
- (4) 事業所の職員が法令違反又は不祥事を起こしたとき。
- (5) その他介護保険サービスの運営上、報告する必要があると認められるとき。

(報告すべき事故等の範囲)

第5条 前条各号に掲げる事故等の範囲は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号の事故等

- ア サービス提供中とは、事業所内又は居宅内でサービスを提供しているときのみならず、送迎、通院介助等外出中も含む。
- イ 報告しなければならない怪我の程度は、医療機関で受診を要したものとす。ただし、診察、検診のみで経過観察になったもの及び湿布など比較的簡易な治療で治癒するものについては除く。
- ウ 事業所の過失の有無は問わない。
- エ 疾病等により死亡した場合でも、死因に疑義が生じる可能性がある場合は報告すること。
- オ 怪我の後、状態が大きく変化した場合は、随時報告すること。

(2) 前条第2号の事故等

- ア 感染の恐れのある疾病等と診断されたものがある場合。
- イ 集団的に下痢や嘔吐、高熱が伴う症状が出ている又はその恐れのある場合。

(3) 前条第3号の事故等

- ア 利用者が職員又は家族に断り無く外出し、外部の機関に捜索依頼を行った場合。

(4) 前条第4号の事故等

- ア 職員が利用者又は家族の金品、財産等を横領、毀損又は紛失した場合。
- イ 職員が利用者を送迎中等に事故を起こした場合。

ウ 職員が利用者を虐待した又はその恐れが認められる場合。

(5) 前条第5号の事故等

ア 事業所又はサービス提供中の居宅等で火災が発生した場合。

イ 利用者から損害賠償の請求があった場合。

ウ その他事業所として市に報告の必要があると判断した場合。

エ 必要に応じて市から報告を求められた場合。

(報告の手順)

第6条 第4条に定める事故等が起こった場合は、事業所は直ちに家族に報告するとともに、電話等により市に事故等の発生を報告しなければならない。

2 事業所は、事故等の発生からおおむね3日をめどに、恵那市介護保険事業者事故等（発生・経過・最終）報告書（別紙様式）に事故等の概要、経過、事後処理等必要な事項を記載して、市へ報告しなければならない。

3 前項の報告後、利用者の怪我の治癒、利用者との示談、感染症の終息等区切りがついた場合又は市から求めがあった場合は、事業所は前項の事故等報告書により市へ報告しなければならない。

4 前2項にかかわらず事業所は、事業所内で使用する事故等の報告書に必要事項を添付することにより、別紙様式に代えて報告書とすることができる。

(報告先)

第7条 この要領に定める市への報告先は、医療福祉部高齢福祉課とする。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。